

## 私的録画補償金の額の認可申請理由書

### <私的録画補償金の追加指定>

1. 令和4年10月21日、著作権法施行令が改正され、新たにブルーレイディスクレコーダー及びそれに使用する記録メディアを私的録画補償金の対象機器・媒体として政令指定されました。また、著作権法104条の2に基づく当該対象機器等の補償金の管理については、一般社団法人私的録音補償金管理協会が組織変更を行い、一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（以下、s a r a h /サーラ）と改称し、指定管理団体として文化庁より指定されました。
2. これを受けまして、あらためて私的録画補償金の額を定める必要がありますが、定めるに当たり諸般の状況を検討した結果、過去に録画に係る指定管理団体であった一般社団法人私的録画補償金管理協会（以下、SARVH /サーブ、平成27年に解散）が採用していた経緯や、現在も私的録音補償金の支払いで定着している補償金の支払いの特例、すなわち特定機器等の購入時支払いによる方法を採用することを想定し、令和7年度から資料「私的録画補償金規程（案）」に記載のとおり「購入時支払いの場合の私的録画補償金の額」とすることといたしました。

### <私的録画補償金の額の申請理由>

3. 私的録画補償金の額については、平成11年から平成23年まで、SARVHが文化庁長官から認可された補償金料率「1%」が適用されておりましたので、特定機器等の基準価格に補償金料率「1%」を乗じた額とすることを私的録画補償金の額の原則的な考え方としました。

なお、過去の料率「1%」を超える料率を設定した場合、製造業者等や消費者に大きな混乱を生ずるおそれもあるため、補償金を料率「1%」とすることとしました。

また、事前の意見交換のなかでJ E I T A側から出された意向もあり、特定機器製造業者の計算の軽減化や消費者への分かりやすさ等の理由から、特定機器の私的録画補償金については補償金料率「1%」を基本としつつ「固定額」を採用することとしました。

4. 特定機器に係る私的録画補償金の固定額の具体的な計算方法は、J E I T Aの民生用電子機器国内出荷統計データを参考に、ブルーレイディスクレコーダー（以下、BD）の2023年度の年間出荷金額45,102百万円を2023年度の年間出荷台数793千台で除し、1台当たりの基準価格「56,875円」を算出しました。なお、基準価格の算出につ

いては、平成4年の制度開始当初から、特定機器等の流通段階の実態把握が困難であることから、製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格（基準価格、すなわち出荷価格や輸入価格）に基礎を置くとしており、JEITAから同協会の出荷統計データやPOSデータの利用を提案されていました。しかし、JEITAの出荷統計データが総出荷を対象としているのに対し、POSデータはPOSレジ使用の店舗の情報に限定されてしまうことや、過去に媒体についてGfK Japan社からsarahの補償金の計算目的のためのデータの提供を断られたため、JEITAの出荷統計データを用いることとしました。加えて、JEITAからの「過去数年の平均値を用いて基準価格を定める方が客観性・合理性がある」という意見については、過去3年度のデータを基に試算を行いました。2023年度分のデータを基にした場合と大きな差は見られませんでした。

5. なお、現在の多くの録画機器には補償金対象外のハードディスク（以下、HDD）が搭載されているため、HDD（価格）相当分を控除する必要があります。

HDD（価格）相当分は、最近市販されている録画機器とそれに搭載されているHDD容量と同容量のHDD単体の販売価格の比率を参考に、録画機器からHDD分として「10%」の控除が妥当であるとしてしました。

この「10%」の算出根拠は、下記の表のうち、調査台数の多い1TB（16.0%）～4TB（12.8%）を検討の対象とし、器やコードなどHDD以外の部分を除くとHDD部分は概ね「10%」程度であると推定しました。これに基づき、市販されている録画機器のHDD価格分を「10%」としてしました。

調査時期：2023年3月及び8月

調査店舗：コジマ、ヤマダ、ケーズ、Amazon、楽天、他、WEBショップ含む

BD録画機器（A）			録画用HDD（B）			B/A
容量	調査台数	平均価格（円）	容量	調査台数	平均価格（円）	比率
1TB	10	45,259	1TB	19	7,259	16.0%
2TB	15	60,714	2TB	15	8,640	14.2%
4TB	6	85,977	4TB	15	11,018	12.8%
6TB	4	176,260	6TB	6	14,661	8.4%

この控除比率について、意見交換のなかで出された J E I T A 側の意向も考慮して「30%」控除を適用することとしました。

したがって、前述 4. の「基準価格 56,875 円」に 70% (100%−30%) を乗じ、あらためて HDD 控除後の 1 台当たりの基準価格を算出しました。

6. さらに、著作権保護技術コストをどう捉えるかについて、権利者側の考えとしては、補償金制度は著作権法 30 条 1 項に定める私的複製に対する権利制限への補償措置であり、ダビング 1 0 においても私的複製ができる以上は補償金制度の趣旨が変わるものではなく、著作権保護技術コストと補償金は関係がなく、コスト分は補償金に反映させず、基準価格から控除すべきものではないというものでした。

これに対し J E I T A 側の考えとしては、DRM の開発に要したコストを補償金の額の計算に反映する、すなわちコスト分を基準価格から控除すべきというものでした。

事前の意見交換のなかで、J E I T A 側から双方の間である「50%」控除の提案があり、権利者側としては、DRM の開発に要したコストは著作権保護のための投資であったことをあらためて考慮し、「50%」控除を採用することとしました。

したがって、前述 5. の「基準価格 56,875 円に 70% (HDD 控除後) を乗じた値」に、著作権保護技術コスト分の控除として「50%」を乗じ、「56,875 円×70%×50%」とすることにしました。

#### <私的録画補償金の申請の額について>

7. 特定機器に係る私的録画補償金の額は、「56,875 円×70%×50%」に補償金料率「1%」を乗じて 199.06 円となり、小数点以下切り上げの固定額を「税込 200 円 (税抜 182 円)」としました。これにより算出した「税抜 182 円」に消費税率を乗じて得た額を加算し、これを購入時支払いの場合における私的録画補償金の額として定め、認可申請することといたしました。
8. 特定記録媒体に係る私的録画補償金の額は、販売単位が多様であり固定額を適用することは難しいため、制度当初と同様に、前述 4. の基準価格に「1%」を乗じた額としました。これにより算出した金額に消費税率を乗じて得た額を加算し、これを購入時支払いの場合における私的録画補償金の額として定め、認可申請することといたしました。

以上